

# 【会計】 認定こども園自己点検・自己評価リスト

## <記入方法>

- ① 担当する職員(又は担当チーム)を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
- ② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
- ③ 点検は、担当者による「職員点検(一次点検)」から実施してください。
- ④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検(二次点検)」を実施し、必要に応じて、「評価(課題・改善策等を含む)」欄を記入してください。
- ⑤ 法令等には目次番号を記載しています。

なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

## <点検結果評定基準>

- A : 適正  
 B : 一部改善を要する  
 C : 改善を要する  
 D : 対象外  
 ※ 認可基準等の項目において  
 特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検		評価(課題・改善策等含む)
				職員	組織	
会計 管理	1	園内に経理規程を備え付けていますか。 <b>着眼点</b> ・経理規程に従い、園内の会計事務を行うこと。	調査 チーム 全員		○	A
	2	会計責任者と出納職員は別々の者が任命されていますか。 <b>着眼点</b> ・会計事務における内部牽制体制を確立するため、会計管理者と出納職員は分任体制をとること。 ・会計責任者と出納職員は、辞令を交付するなど、責任を明確にしておくこと。	調査 チーム 全員		○	A
	3	会計帳簿等を適切に整備、保管していますか。 <b>着眼点</b> ・各種台帳、会計伝票、証ひょう書類等は整理し、保存しておくこと。	調査 チーム 全員		○	A
	4	寄付金品を受領する際は、経理規程等に基づき、適正に処理していますか。 <b>着眼点</b> ・善意の寄付者の意志を尊重し、有効に役立てるため、寄付申込書等により目的を確認し、寄付金台帳等に記載するなどして、収入の整理を行うこと(ただし、飲食物等、即日消費されるようなものはこの限りではありません)。	調査 チーム 全員			D(対象外)
	5	社会通念の範囲を超えるような慶弔費、自治会費、職員の福利厚生を目的とした親睦費等の支出はありませんか。	調査 チーム 全員		○	A
出納 事務	6	小口現金は、経理規程に定めるとおりに運用していますか。	調査 チーム 全員		○	A
	7	現金出納帳を整備し、現金と一致させていますか。	調査 チーム 全員		○	A
	8	日々の支出と残高を正確に記帳(把握)していますか。	調査 チーム 全員		○	B毎日ではなく定期的に行っている。
	9	日々の現金収入は、金融機関に預け入れていますか。 <b>着眼点</b> ・日々の現金収入を直接支出に充てないこと。	調査 チーム 全員		○	A
	10	領収書は、購入品目、日付など必要項目が記載され、領収印が押された状態で、適切に保管していますか。	調査 チーム 全員		○	A
	11	クレジットカードを所持している場合、使用記録等を行い、適正に管理していますか。	調査 チーム 全員			D(対象外)
	12	銀行印と預金通帳は別々の場所に保管していますか。	調査 チーム 全員		○	A

# 【会計】 認定こども園自己点検・自己評価リスト

## ＜記入方法＞

- ① 担当する職員(又は担当チーム)を指定し、「担当者名」欄に記入してください。
- ② 点検結果の評定基準は、右の表から選択してください。
- ③ 点検は、担当者による「職員点検(一次点検)」から実施してください。
- ④ 「職員点検」の後、その結果に係る確認等も含め、「組織点検(二次点検)」を実施し、必要に応じて、「評価(課題・改善策等を含む)」欄を記入してください。
- ⑤ 法令等には目次番号を記載しています。

なお、政令市・中核市が所管する園は、所管市の認可・認定基準等を確認願います。

## ＜点検結果評定基準＞

- A：適正  
 B：一部改善を要する  
 C：改善を要する  
 D：対象外  
 ※ 認可基準等の項目において  
 特例適用の場合は、Aを選択

分野	番号	項目	担当者名	点検		評価(課題・改善策等含む)
				職員	組織	
予算 決算	13	園の予算は、適正に執行されていますか。	調査 チーム 全員		○	A
	14	決算と予算との間で、大幅に食い違う科目がある場合、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていますか。 <b>着眼点</b> ・予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ、理事会等の承認を得ること。	調査 チーム 全員		○	A
保護 者徴 収金	15	徴収金台帳(納入台帳)を整備していますか。	調査 チーム 全員		○	A
	16	利用者からの徴収金(上乗せ徴収)は、運営規程等に規定し、説明を行い、文書にて同意を得た上で、徴収していますか。 <b>着眼点</b> ・上乗せ徴収は、文書による同意が必要です。 <b>法令等</b> ⑥特定運営基準第13条	調査 チーム 全員		○	A
	17	利用者からの徴収金(実費徴収)は、運営規程等に規定し、説明を行い、同意を得た上で、徴収していますか。 <b>法令等</b> ⑥特定運営基準第13条	調査 チーム 全員		○	A